

# 東京都立立川ろう学校同窓会会則

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

本会は、東京都立立川ろう学校同窓会(武蔵野同窓会)と称する。

### 第2条(所在地)

本会の事務局を東京都立川市栄町 1-15-7 立川ろう学校内に置き、本会の分室は会長宅に置く。

### 第3条(本会の目的)

本会は、本校卒業生である同窓生相互の親睦を図り、文化の向上をめざし、福祉を増進し、母校への寄与をする。

### 第4条(事業)

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1.総会の開催
- 2.会員相互の親睦、情報交換
- 3.学校及び役員相互の連絡
- 4.母校に対する支援、協力
- 5.同窓会会報の発行ならびに広報
- 6.同期会活動の推進
- 7.その他本会目的達成のために必要と認めた事業

## 第2章 会員

### 第5条(会員資格)

本会の会員資格は次のとおりとする。

- 1.本校の卒業生、中退生、転校生は本人の希望により会員の承知を得て会員となることができる。

### 第6条(会員資格の喪失)

正会員は以下の事由により資格を喪失する。

- 1.(退会)会員が死亡したとき、本会を退会したもとする。
- 2.(除名)本会の目的に違反したり、本会および本校の名誉を傷つけるなど、役員会において除名が妥当と認められたとき

## 第3章 役員

### 第7条(役員)

本会は、次の役員を置く。

- 1.会長 1名
- 2.副会長 1~2名
- 3.事務局長 1名
- 4.事務局員 1名
- 5.会計 1名
- 6.理事 若干名
- 7.相談役 1名
- 8.顧問 若干名
- 9.会計監査 2名
- 10.同期会代表 若干名

### 第8条(会計監査)

- 1.会計監査 2名
- 2.会計監査は役員会が会員中より選出し、総会の承認を得る。但し他の役員と兼ねてはならない。

#### 第9条 (役員任期)

1. 役員任期は3年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠または補充によって選任された役員任期は、現任役員残任期間とする。

#### 第10条 (役員選出)

1. 役員選出は総会で互選され者が役員とする。
2. 役員は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。
3. 役員は、会計監査と兼ねてはならない。

#### 第11条 (会計監査任期)

1. 役員任期に準じる。

#### 第12条 (顧問・相談役)

本会に顧問・相談役を置き、各職務は次のとおり定める。

1. 相談役は、同窓会に対する貢献された者を、会長が委嘱する。
2. 顧問は、本校の校長、副校長、教職員に在任する者について、会長が委嘱する。
3. 顧問は、役員会および各種委員会に出席して意見を述べ、主に本校との事務連絡にあたる。
4. 顧問・相談役は、会長の諮問により会議に出席して意見を述べることができる。
5. 相談役、顧問の任期は特に定めない。

#### 第13条 (事務局)

本会に、本会の会務を処理させるための事務局を置き、必要な職員を置くことができる。

事務局の職員は、会長が任命する。

#### 第14条 (役員種別)

本会に次の役員を置き、役職の職務は次のとおり定める。

1. 会長は本会の代表として、全体の責任を持ち運営を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合又は欠けた場合、その職務を代行する。
3. 事務局長は組織全体の運営に関する事務を処理する。
4. 会計は入会費を徴収し、役員会の決定に出納する又は年間予算の担当をする。
5. 会計は経理事務に当たり、予算書・決算書を作成する。
6. 会計監査は会計の監査を行い、総会並びに役員会に報告しなければならない。
7. 同期会代表は会長から連絡があった場合、同期生に報告する役割を持つ。

#### 第15条 (書記)

役員会の事務及び記録は原則として事務局が行う。

#### 第16条 (名簿整理)

1. 住所不明者のリスト作成、住所照会調査
2. 会員の住所訂正等の管理業務、会員名簿台帳の保管と管理
3. 個人情報規定

#### 第17条 (役員欠員補充)

役員に欠員が生じた場合、役員もしくは会員の推薦により、役員会の承認を得た上で補充することができる。

## 第18条(役員)の罷免)

本会役員で次の行為があった場合は、役員会の承認を経て罷免することができる。

- 1.役員としてふさわしくない行為をしたとき。
- 2.役員としての職務を遂行しなかったとき。

## 第19条(役員)の報酬)

役員は、本会の業務遂行のため要した経費については、実費を支給することができる。

## 第4章 総 会

### 第20条(総会)

- 1.毎年1回、事業年度の開始日から1カ月以内に開催するものとする。
- 2.総会の議長は会長があたる。

### 第21条(総会)の構成)

- 1.総会は、正会員で構成し、本会の最高議決機関とする。
- 2.相談役・顧問は決議権を有しない。

### 第22条(総会)の議決事項)

総会は次の事項を議決する。

- 1.事業の経過報告
- 2.事業計画立案
- 3.予算・決算の承認
- 4.役員、会計監査の改選
- 5.会則の改正に関する事
- 6.その他特に必要と認められる事項

### 第23条(総会)の議決)

本会の決議は会員総数の3分の2以上によるものとする。

## 第5章 機 関

### 第24条(機関)の種類)

本会は次の機関を置く。

- 1.定期総会
- 2.役員会
- 3.その他必要と認められた機関

### 第25条(役員)会)

役員会は役員をもって構成し、会長が必要と認められた時に随時これを招集する。

## 第6章 会計及び会費

### 第26条(会費)

新規会員は入会の際、年会費として¥2,000 円に納入するものとする。

年会費は1 年会費(¥2,000 円)、5 年会費(¥9,000 円)、10 年会費(¥18,000 円)を選択することができる。

但し、本校専攻科進学など学生対象者は、会費を免除とする。

#### 第27条(会費の返還)

既納の会費はいかなる事情でもこれを返還しない。

#### 第28条(経費)

本会の経費は、入会金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

#### 第29条(会計の種類)

会計は、一般会計と特別会計に分ける。

- 1.一般会計は、本会の活動に必要なすべての会計処理を行う。
- 2.特別会計は、特に必要と認められたもので、総会の決定によって設ける。

#### 第30条(会計年度)

本会の事業年度は一年とし、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

#### 第31条(事業計画及び収支予算)

- 1.本会の事業計画立案及び収支予算案は、総会提出前に役員会の承認を得なければならない。
- 2.事業計画立案及び収支予算案は、総会の議決により成立する。

#### 第32条(事業報告及び決算)

- 1.本会の事業結果及び決算は、毎会計年度終了後、当該年度の会長がその会計年度終了後1ヵ月以内に総会において報告し、承認を得なければならない。
- 2.会長は、総会における結果をすべての会員に通知しなければならない。

### 第7章 附 則

#### 第33条(会則の改正)

この会則は、役員会で審議し、総会の承認を得なければ改廃することができない。

#### 第34条(解散)

本会は総会の議決がなければ解散することができない。

#### 第35条(慶弔)

本会に必要な細則は別に定める。

#### 第36条(会員の異動)

会員は次のような変更があった場合、本人が速やかに役員または事務局に届け出なければならない。

- 1.転居
- 2.住居表示変更
- 3.結婚
- 4.改称、改名
- 5.死亡

#### 第37条(施行)

この会則は昭和40年5月1日から施行する。

- 平成5年5月30日会則一部変更の上施行する。
- 平成17年6月18日会則全面改正の上施行する。
- 平成19年6月9日会則一部変更の上施行する。
- 平成20年6月21日会則一部変更の上施行する。
- 平成21年6月20日会則一部変更の上施行する。
- 平成25年6月22日会則一部変更の上施行する。